

医歯学系教職員 各位

人事労務課

(医歯学系) 役職員兼業規則適用対象者の見直しについて

東京科学大学役職員兼業規則の改正に伴い、有期雇用職員および無期雇用職員は2025年4月1日より本規則の適用対象外となりますのでお知らせいたします。

2025年4月1日以降役職員兼業規則の適用対象となるかについては、下記にてご確認ください。

なお、役職員兼業規則の適用対象外となった場合、本学への兼業申請が不要となり、週当たりの兼業時間に関する制限等もなくなります。兼業手続きが不要となりましても、兼業を行うことにより、大学としての業務に影響が出ないようご注意ください。くとともに、職員就業規則の服務規定に反することの無いようお願いいたします。

記

※2025年4月1日以降の役職員兼業規則適用有無

【兼業規則適用対象（兼業申請が必要）となる者】

・役員（非常勤の者を除く）

・「職員就業規則」対象の教職員

例) 大学教員（旧年俸制教員含む）、技術職員、事務職員、医療職員、高度専門職員で以下の「兼業規則適用対象外となる者」に該当しない者

【兼業規則適用対象外（兼業申請が不要）となる者】

・非常勤役員

・「日々雇用職員就業規則」対象の教職員

例) 医員、レジデント、研修医、研究専攻医、医療補助者

・「有期雇用職員就業規則」対象の教職員

例) 特任教員、寄附講座教員、プロジェクト教員、ジョイントリサーチ講座教員、URA、特任専門員、研究員、プロジェクト研究員、事務等支援員、医療職員（有期雇用職員に限る）、医療補助者

・「無期雇用職員就業規則」対象の教職員

例) 特任教員、URA、研究員、事務等限定職員

※下線部分が今回の改正により新たに対象外となった教職員です。ただし、フルタイム以外の有期・無期雇用職員については従前より兼業規則の適用対象外でした。

本件のお問い合わせについては、下記までメールにてご連絡ください。

本件連絡先：人事労務課職員第8グループ

kengyou.adm@tmd.ac.jp